

# 介護保険法に関わる訪問看護サービス重要事項説明書

あなた（またはあなたのご家族）が利用しようと考えている訪問看護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問して下さい。

## 1. 訪問看護サービスを提供する事業者について

事業者名称	社会医療法人 きつこう会
代表者氏名	理事長 小川 嘉誉
所在地 (連絡先)	大阪市西区九条南1丁目12番21号 多根総合病院 電話：06-6581-1071 FAX：06-6581-2520

## 2. 利用者へのサービス提供を担当する事業所について

### (1) 事業所の所在地等

事業所名称	きつこう会多根訪問看護ステーション
指定事業者番号	大阪府指定 介護保険事業者番号 2761890041
事業所所在地	大阪市西区境川1丁目2番37号
連絡先	電話：06-6581-1651 FAX：06-6581-1671
相談担当者名	所長 吉田 美登利
事業所の通常の事業実施地域	大阪市西区、大阪市港区、大阪市大正区

### (2) 事業の目的および運営方針

事業の目的	利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な訪問看護サービスを提供することを目的とします。
運営方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 利用者が要介護状態等となった場合においても、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した生活が行えるよう配慮して、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指します。</li> <li>② 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、療養上の目標を設定し、計画的に行います。</li> <li>③ 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。</li> <li>④ 事業の運営にあたっては、大阪市、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、その他の保健・医療又は福祉サービスとの密接な連携に努めます。</li> <li>⑤ 指定訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治の医師及び居宅介護支援事業者へ情報の提供を行います。</li> <li>⑥ 上記の他「指定居宅サービス等の事業の人員及び運営に関する基準（厚生省令第37号、平成11年3月31日付）」を遵守します。</li> </ul>

### (3) サービス提供可能な日と時間帯

営業日	月曜日から金曜日 但し、国民の祝日、年末年始（12月31日～1月3日）を除く
営業時間	午前9時～12時、午後1時～5時

### (4) 事業所の職員体制

事業所の管理者	管理者 小川 嘉誉
---------	-----------

職種	職務内容	人員数
所長（サービス責任者）	サービス相談、受付	1名
訪問看護師（常勤）	訪問看護	9名
訪問看護師（非常勤）	訪問看護	5名
事務職員	事務	2名

## 3. 提供するサービスの内容及び料金及び利用料について

## (1) 提供するサービスの内容について

訪問看護サービスの内容	<p>1.①訪問看護計画書の作成及び交付、利用者又はその家族への説明 利用者の希望、主治の医師の指示及び心身の状況を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載</p> <p>②訪問看護計画書に基づく指定訪問看護及び緊急時の訪問看護</p> <p>③訪問看護報告書の作成</p> <p>2.利用者の同意を得た場合には、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行います。</p> <p>3.特別な管理を必要とする利用者（別に厚生大臣が定める状態にあるものに限る。）に対して、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行います。</p>
-------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## (2) 提供するサービスの料金とその利用料について

提供時間 (サービス内容)	20分未満 (訪問看護Ⅰ1)		30分未満 (訪問看護Ⅰ2)		30分以上1時間未満 (訪問看護Ⅰ3)	
	基本料金	負担額	基本料金	負担額	基本料金	負担額
提供時間帯						
昼間	3,469円	347円	5,215円	522円	9,107円	911円
早朝・夜間	4,336円	434円	6,516円	652円	11,375円	1,138円
深夜	5,204円	520円	7,817円	782円	13,655円	1,366円
提供時間	1時間以上1時間30分未満 (訪問看護Ⅰ4)					
提供時間帯	基本料金	負担額				
昼間	12,476円	1,248円				
早朝・夜間	15,590円	1,559円				
深夜	18,714円	1,871円				

## (3) 加算について

加算	基本料金	負担額	内容
緊急時訪問看護加算	6,382円	639円 (1月につき)	利用者の同意を得て、緊急時に必要に応じて訪問看護を行います。
特別管理加算(Ⅰ)	5,560円	556円	特別な管理を必要とする利用者に対して計画的な管理を行います。
特別管理加算(Ⅱ)	2,780円	278円 (1月につき)	
初回加算	3,336円	334円 (1月につき)	新規に訪問看護計画を作成した利用者に対して、訪問看護を提供した場合。
退院時共同指導加算	6,672円	668円 (1回につき)	主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書により提供した場合。
サービス提供体制加算	66円	7円 (1回につき)	全ての看護師ごとに研修計画を作成し、その計画に従って研修を実施し、技術指導を目的とした会議を定期的に行い、健康診断も行い、勤続年数3年以上の者の占める割合が30%以上であった場合。
ターミナルケア加算	22,240円	2,224円	死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合（ターミナルケアを行った後、24時間以内に在宅以外で死亡した場合も含む）。
看護体制強化加算(Ⅰ)	6,672円	668円	中重度者の在宅生活を支える体制。 (1月につき、どちらかの加算を算定)
看護体制強化加算(Ⅱ)	3,336円	334円	

\* 提供時間数は、実際のサービス提供時間ではなく、居宅サービス計画に定める時間数によるものとします。

提供時間帯名	早朝	昼間	夜間	深夜
時間帯	午前6時から 午前8時まで	午前8時から 午後6時まで	午後6時から 午後10時まで	午後10時から 午前6時まで

## 4. その他の費用について

交 通 費	利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、交通費の実費を請求します。
記 録 の 複 写 費 用	複写枚数の実費を請求します。
サービス提供にあたり必要となる利用者の居宅で使用する電気、ガス、水道の費用	利用者の別途負担となります。

## 5. 利用料、その他の費用の請求及び支払い方法について

## (1) 利用料、その他の費用の請求

- |                                                            |
|------------------------------------------------------------|
| ① 利用料、その他の費用は、利用者負担のあるサービス提供ごとに計算し、利用のあった月の合計金額により請求いたします。 |
| ② 請求書は、利用明細を添えて利用のあった月の翌月15日までにご用意します。但し、請求額のない月をご用意しません。  |

## (2) 利用料、その他の費用の支払い

- |                                                                                                                                                                                                           |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① 利用者負担のある月ごとにお渡しする請求書は、内容を照合の上、請求月の月末までに下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。<br>(ア) ステーション窓口での現金払い<br>(イ) 事業者指定口座振込 三菱 UFJ 銀行九条支店普通 84445 社会医療法人きつこう会<br>(ウ) 利用者の郵便口座から自動引落し<br>(ご利用月の翌月25日引落し。25日引落しが不可能な場合は翌々月5日に引落し) |
| ② お支払いを確認しましたら、領収書をお渡ししますので、保管をお願いします。                                                                                                                                                                    |

\* 利用料、その他の費用の支払いについて、支払い期日から2ヶ月以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内にお支払いがない場合には、契約を解約した上で、未払い分をお支払いいただくこととなります。

## 6. 秘密の保持と個人情報の保護について

## (1) 利用者及びその家族に関する秘密の保持について

事業者及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。
----------------------------------------------------------------------------------------------------

## (2) 個人情報の保護について

事業者は利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議において、利用者及びその家族の個人情報を用いません。 事業者は、利用者及び家族に関する個人情報が含まれる記録物については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## 7. 緊急時の対応方法について

サービス提供中に利用者に緊急の事態が発生した場合、利用者の主治医に連絡するとともに、予め指定する連絡先にも連絡します。

主治医	利用者の主治医	連絡先	氏名	
	医療機関名称等		住所	
	所在地		電話番号	
	電話番号			

## 8. サービス提供の日程

- (1) 事業者は、次の日程により、訪問看護サービスを提供します。  
(2) サービス日程は、利用者との協議により変更されることがあります。

【サービス提供日時（予定）】

曜日	時間帯	内容

## 9. サービスの見積り（予定）《訪問看護サービス提供体制加算含む》

	曜日	サービス内容	負担額（1割）	回数	合計負担額
1)	曜日	訪問看護Ⅰ		×	円
2)	曜日	訪問看護Ⅰ		×	円
3)	曜日	訪問看護Ⅰ		×	円
緊急時訪問看護加算					639円
特別管理加算（Ⅰ）or（Ⅱ）					556円or278円
交通費 <input type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 必要				総計	円

(1) 利用者の方からいただく利用者負担金は、次の通りです。（一ヶ月の概算となります）

(2) この金額は、介護保険の法定利用料に基づく金額であり、これが変更になったときには、変更後の金額が適応されます。

## 10. サービス提供責任等

(1) サービス提供の責任者（サービス・コーディネーター）は、次のとおりです。  
サービスについてご相談や不満がある場合は、どんなことでもお寄せください。

所長：吉田 美登利 連絡先（電話）：06-6581-1651

(2) サービス提供する主な看護師は、交代制とさせていただいております。

ご了承いただけますようお願い致します。

## 11. サービス提供に関する相談、苦情について

【事業者の窓口】 きつこう会 多根訪問看護ステーション	所在地：大阪市西区境川1丁目2番37号 電話：06-6581-1651 FAX：06-6581-1671 受付時間：午前9時～午後5時
【市町村の窓口】西区役所 健康福祉サービス課 介護保険係	所在地：大阪市西区新町4丁目5番14号 電話：06-6532-9859 FAX：06-6538-7316 受付時間：午前9時～午後5時30分
【市町村の窓口】港区役所 健康福祉サービス課 介護保険係	所在地：大阪市港区市岡1丁目15番25号 電話：06-6576-9859 FAX：06-6572-9511 受付時間：午前9時～午後5時30分
【市町村の窓口】大正区役所 健康福祉サービス課 介護保険係	所在地：大阪市大正区千島2丁目7番95号 電話：06-4394-9859 FAX：06-6553-1981 受付時間：午前9時～午後5時30分
【公的団体の窓口】 大阪府国民健康保険団体連合会	所在地：大阪市中央区常盤町1-3-8 中央大通 FNビル内 電話：06-6949-5418 FAX：06-6949-5417 受付時間：午前9時～午後5時

## 12. その他

サービス提供の際の事故やトラブルをさけるため、次の事項にご留意ください。

- ① 看護師等は、年金の管理、金銭の貸借等の取扱いはできません。
- ② 看護師等は、利用者の心身機能の維持回復のために療養上の世話や診療補助、機能訓練等を行うこととされています。それ以外の業務をすることはできませんので、ご了承ください。
- ③ 看護師等に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。

## 13. 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日 令和 年 月 日

上記内容について、「指定居宅サービス等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）」第8条の規定に基づき、利用者説明を行いました。

事業者	所在地	大阪市西区九条南1丁目12番21号
	法人名	社会医療法人 きつこう会
	代表者名	理事長 小川 嘉誉 印
	事業所名	多根訪問看護ステーション
	説明者氏名	印

上記内容の説明を事業者から確かに受けました

利用者 氏名 \_\_\_\_\_ 印

代理人 \_\_\_\_\_ 印